



◆お知らせ

郵送での住民税（市民税・都民税）  
申告の受けを行っています！

申告書に該当する事項を記入し、必要書類を添付し、郵送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、宛て先（申告する方の住所・氏名）を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※申告の際に控除証明書の添付が必要です。

郵送先 羽村市課税課市民税係  
〒200-8601（所在地記載不要）

■申告は3月15日（金）までに！

期限までに申告がないと、平成31年度の課税・非課税証明書が発行できない場合があります。

◆お知らせ

郵送での住民税（市民税・都民税）  
申告が受け付けています。2月18日（月）以降は、大変混雑しますので、還付申告の方は早めに青梅税務署へ。

付の確定申告であれば、すでに青梅税務署で受け付けています。2月18日（月）以降は、大変混雑しますので、還付申告の方は早めに青梅税務署へ。

# 平成31年度住民税（市民税・都民税）の申告受付・相談

問合せ 課税課市民税係内 189

受付期間	2月18日（月）～3月15日（金）
受付時間	午前9時～午後3時
受付会場	市役所4階大会議室

## ◆住民税（市民税・都民税）の申告が必要な方

- 給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方（勤務先に確認してください）
- 事業・不動産・配当・年金・そのほかの所得があり、所得税などの確定申告が必要な方
- 非課税所得（遺族年金・障害年金・雇用（失業）保険・生活保護受給の方）
- 収入がなかつた方（市内の同一世帯の方から扶養されている場合は申告不要）
- 市内に事務所・事業所などを有し、市内に住所がない方
- ※国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の収入がない場合でも必ず申告してください。

- ※住民税申告書には「申告者氏名」「電話番号」欄のみ記入し、押印の上持参してください。
- ①所得税などの確定申告をする方（確定申告書を税務署へ提出する方）
- 1月1日現在65歳以上の年金所得のみの方で、年金収入が15万5000円以下の方（年金保険者から公的年金等支払報告書が市へ提出されるため不要。ただし、遺族年金・障害年金などの非課税年金のみの場合も申告が必要）
- 同一世帯の方に扶養されている方（同居していても住民票上世帯が別になっている場合は、扶養されている方も申告が必要）
- 寄附先からの領収書
- ②給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料（マイナンバーカード、または通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類（確定申告の場合は写しの提出が必要））
- ※代理の方が申告する場合は、代理権を確認できる委任状や代理の方の身元確認書類も必要です。
- ③平成29年分の確定申告書の控え
- ④所得税などの還付の場合は、金融機関の通帳など口座番号のわかるもの
- ⑤年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票
- ⑥事業所得などがある方は、収支内訳書や帳簿など（税理士の無料申告相談期間のみ対応）
- ⑦国民年金保険料などの控除証明書
- ⑧社会保険料などの領収書（平成30年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの）
- ⑨戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など）と送金関係書類（送金依頼書など）
- ⑩生命保険や地震保険に関する控除証明書
- ⑪医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書（医療費などの領収書をもとに、病院・薬局ごとに支払額を計算し、事前に明細書を作成してください）、そのほか控除を受けるために必要な書類（詳しくは国税庁のウェブサイトをご覧ください）
- ⑫配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料（日本国外に居住する親族を扶養していて扶養控除、配偶者控除、配偶者手帳や愛の手帳（療育手帳）など）
- ⑬障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）など
- ⑭配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料（日本国外に居住する親族を扶養していて扶養控除、配偶者控除、配偶者手帳や愛の手帳（療育手帳）など）
- ⑮戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など）と送金関係書類（送金依頼書など）
- ※外國語で作成されている場合は、日本語に翻訳されたものも必要です。

- ※住民税申告書は2月8日（金）発送予定。

## ◆住民税（市民税・都民税）の申告の際に持参するもの

- 申告書（事前に届いている方）・印鑑（ゴム印以外、認印可）

- 市役所では受け付けていません。青梅税務署で相談してください。
- 年金（2月18日（月）以降は青梅税務署での相談・受付けとなります）。
- ※当日の混雑状況によっては、早めに受付けを終了する場合があります。
- ※午前8時までは庁舎内に入ることはできません。また、午前8時15分ごろまでは、正面玄関から入りことはできません。地下1階玄関（青梅線側）を利用してください。

## ◆青梅税務署の申告受付など

- 所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出と納税は、2月18日（月）～3月15日（金）です。
- 還付申告は、2月15日（金）以前でも行うことができます。
- 贈与税の申告と納税は、2月1日（月）までです。
- 贈与税の申告と納税は、2月1日（金）～3月15日（金）です。
- 所得税などの確定申告が必要な場合でも、住民税の申告は必要な場合があります。詳しくは3ページをご覧ください。

- ※「青梅税務署および税理士による申告受付・相談・お知らせ」については5ページをご覧ください。

問合せ 青梅税務署 0428-22-3185（代表）

■申告・相談の受付内容、受付期間（いずれも土・日曜日、祝日を除く）		
申告の内容	市役所	
	税理士の無料申告相談	市職員申告相談
住民税（市民税・都民税）申告	×	○
年金・給与所得	○	○
営業・農業などの事業所得（白色・青色）	○	×
不動産所得（白色・青色）	○	×
住宅借入金等特別控除	○	×
損失申告		
土地・家屋・株式などの譲渡所得	市役所では受け付けていません。青梅税務署で相談してください。	
過年分（平成29年分以前）		
作成済み確定申告書の提出	×	○

※市役所で「作成済み確定申告書の提出」を行う場合、提出窓口のほか、受付時間内は待たずに提出できる「提出用ポスト」を設置しています。利用する方は、住所・氏名を記入した封筒に確定申告書を入れて持参してください。その際、受付印が押印された控えが必要な方は、宛て先（申告する方の住所・氏名）を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※営業・農業などの事業所得（白色・青色）、不動産所得（白色・青色）のある方は、2月18日（月）以降は青梅税務署での相談・受付けとなります。

※当日の混雑状況によっては、早めに受付けを終了する場合があります。

※午前8時までは庁舎内に入ることはできません。また、午前8時15分ごろまでは、正面玄関から入りことはできません。地下1階玄関（青梅線側）を利用してください。